

高齢者虐待防止のための指針

株式会社える
える訪問看護ステーション門真
R6.1.1

1. 事業所における高齢者虐待防止に関する基本的な考え方

高齢者に対する虐待は、高齢者の尊厳を脅かす深刻な事態であり、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）に示すとおり、その防止に努めることは極めて重要である。

当事業所では同法の趣旨を踏まえ、虐待の未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応等に努めるとともに、虐待が発生した場合には適正に対処し再発防止策を講じることとする。

そのための具体的な組織体制、取組内容等について、本指針に定めるとともに、運営規定 15 条に明示する。

なお、高齢者虐待防止法の規定に基づき、当事業所では「高齢者虐待」を次のような行為として定義する。また、当事業所のサービス内容及び社会的意義に鑑み、当事業所職員による虐待に加えて、高齢者虐待防止法が示す養護者による虐待及びセルフ・ネグレスト等の権利擁護を要する状況、ならびに虐待に至る以前の対策が必要な状況についても、「虐待等」として本指針に基づく取り組みの対象とする。

[高齢者虐待の定義]

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること

(2) 介護・世話の放棄放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること

(5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

2. 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項

1) 虐待防止検討委員会の設置および責任者・担当者の選任

事業所は、虐待発生防止に努める観点から「高齢者虐待防止委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。委員会構成員は、代表 河添有希、本部長 米元佑太、所長 伊藤潤平、管理者 下飼手恵、安田梨絵、牧村美奈江とする。なお、委員会の運営責任者は所長 伊藤潤平とし、当該者（「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」（以下「担当者」という。）となる。

2) 委員会運営に関して

開催は定期的（年 2 回以上、概ね半年に 1 回の頻度）かつ必要に応じて担当者が招集する。委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。委員会での検討内容及び結果、決定事項等については議事録その他資料を作成し、回覧するなどして周知徹底を図っていく。

3) 委員会での協議事項

委員会では次のような内容について協議するが、詳細は担当者が定めることとする。

イ. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること

ロ. 指針の整備に関すること

- 八. 職員研修の内容に関すること
- ニ. 従業者が相談、報告できる体制整備に関すること
- ホ. 虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に実施されるための方法に関すること
- ヘ. 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ト. 再発の防止策を講じた際、その効果についての評価に関すること

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本的方針

- 1) 研修の開催頻度に関して
 - 定期開催：職員に対する研修を年 1 回以上実施
 - 新規入職時：職員が新規入職した際には、虐待防止のための研修を必ず実施
- 2) 研修内容
 - 研修内容は、以下のものを基本とし、詳細は委員会により定める
 - (1) 虐待防止に関する基礎的内容等の適切な知識
 - (2) 本指針及び「虐待防止対策マニュアル」の内容に基づく取り組み方法
 - (3) 虐待等に関する相談・報告ならびに通報の方法
 - (4) 委員会の活動内容及び委員会における決定事項
- 3) 研修記録
 - 研修の実施ごとに研修実施記録を残し、保管・管理する。研修資料は別途保管とする。

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- 1) 市町村への通報
 - 虐待の被害を受けたと思われる高齢者（利用者）を発見した場合は、高齢者虐待防止法の規定にしたがい、速やかに各担当地域の地域包括センターまたは各市役所 窓口に連絡する。また、養護者による虐待である場合にも同様に対処・連絡する。
 - なお、行政機関等からの調査、指導、処分等については、法令に従い適切に対応する。
 - 本指針の末尾に各担当地域の連絡先を明記する。
- 2) 事業所内での報告及び対応
 - 虐待の被害を受けたと思われる利用者を発見・通報した場合を含めて、虐待が発生した場合には、速やかに委員会構成員に報告し、虐待防止マニュアルに準じて対応する。
 - ※虐待防止マニュアルは別途資料参照

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

虐待等が発生した場合の相談・報告の体制は、本指針 4. 1) 及び 2) に準ずる。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

虐待等の防止の観点を含めて、成年後見制度その他の権利擁護事業について、利用者や家族等へ説明を行うとともに、その求めに応じて、各担当窓口を適宜紹介する。また、擁護者による虐待が疑われる場合等においては、委員会が行政等に連絡し、対応について相談する。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等に係る苦情については、重要事項説明書に示す、当事業所において包括的に設置する苦情対応窓口において受け付ける。受付担当者は苦情等の内容を精査し、虐待等に関係する内容が含まれている場合には、苦情対応責任者を通じて、委員会に報告し対応する。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、利用者、家族（身元引受人等）、後見人等の関係者及び当事業所職員、ならびにその他関係者がいつでも閲覧できるよう、事業所内に常設されている虐待防止マニュアルと共に保管し自由に閲覧可能とする。

当法人ウェブサイトにも掲載する (<https://el-homemedi.co.jp/>)

9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

1) 「虐待防止マニュアル」の活用

本指針を踏まえて改定された「虐待防止マニュアル」に基づき、日常業務における虐待等の防止に努める。

2) 他機関との連携及び外部研修への職員派遣

大阪府訪問看護ステーション協会等の他事業所との連携の機会および虐待防止に係る研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護に係る研鑽を常に図っていく。

【各地域担当連絡先】

門真市 高齢福祉課 電話06-6902-6176 https://www.city.kadoma.osaka.jp/soshiki/hokenfukushi/4/koreikaigo/2/2/5/1473.html		
相談先	小学校区	電話番号
門真第1地域包括支援センター	門真みらい	06-6780-0808
門真第2地域包括支援センター	門真・速見	06-6906-7077
門真第3地域包括支援センター	大和田・古川橋・上野口	072-800-0825
門真第4地域包括支援センター	四宮・沖・北巣本・五月田	072-887-6540
門真第5地域包括支援センター	脇田・砂子・二島・東	072-883-3334

守口市役所高齢介護課(市役所3階北エリア) 電話：06-6992-1610 https://www.city.moriguchi.osaka.jp/kakukanoannai/kikakuzaiseibu/miryokusouzouhasshin/kyo/sonotanosodan/3755.html		
相談先	小学校区	電話番号
守口第1地域包括支援センター	よつば(旧東・旧大久保)・梶・藤田・八雲東 (大日東町1番～10番)	06-6904-8900
守口第2地域包括支援センター	佐太・金田・庭窪	06-4393-8401
守口第3地域包括支援センター	八雲・下島	06-6908-2808
守口第4地域包括支援センター	守口・八雲東(大日東町1番～10番を除く)・さつき(旧滝井)	06-4250-7878
守口第5地域包括支援センター	さつき(旧春日)・さくら(旧三郷・旧橋波)	06-6992-1180
守口第6地域包括支援センター	寺方南(旧寺方・旧南)・錦	06-6997-3336

大東市役所高齢介護室高齢支援グループ 電話：072-870-0472

<https://www.city.daito.lg.jp/soshiki/64/1454.html>

相談先	小学校区	電話番号
大東市地域包括支援センター	※大東市は右記連絡先が基幹型となっており、こちらに連絡することで各地域担当に繋いでくれるとのこと	06-6904-8900

・寝屋川市・東大阪市・四条畷市・大阪市鶴見区・大阪市旭区に関しては訪問エリア拡大に伴い順次提示していくこととする。R6.1.1

以下、作成にあたり参照したもの

厚生労働省：第239回社会保障審議会介護給付費分科会（web会議）資料 令和6年1月22日（月）

令和6年度介護報酬改定における改定事項について p.50-p.51参照

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001200256.pdf>

大阪府 訪問看護 自主点検票（ここにR6.2.9時点での虐待防止指針の項目ありここに沿って指針作成しています）

https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1598/00001822/02_houmonkanngo.pdf

高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22750.html

厚生労働省：高齢者虐待防止の基本（もうこれだけで研修資料作ってもよいかも）

<https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/boushi/060424/dl/02.pdf>

高齢者虐待防止法について H29年度和歌山県長寿社会課 高齢者生活支援室（こちらも研修の参考に）

<https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/careprov/sinkikousinkensyuu/H29/00koureisya1up.pdf>

厚生労働省HP:成年後見制度とは

<https://guardianship.mhlw.go.jp/personal/#p01>

厚生労働省HP:自分1人ではよくわからない！？成年後見制度 パンフレット

https://guardianship.mhlw.go.jp/common/pdf/seinen_pamphlet.pdf